

防災重点農業用ため池に関する協定の締結式及び 宮城県ため池サポートセンターの開設について

県は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づく県が行う技術的な指導，助言等の援助を円滑に進めるため，宮城県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）及び公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）と「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する協定」（以下「協定」という。）を締結します。

また，防災重点農業用ため池の施設管理者等に対して技術的な指導，助言等を行うため，当該協定に基づき「宮城県ため池サポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）を設置し，その事務を連合会に委託します。

今回，協定の締結と併せてサポートセンターの開設を下記のとおり行います。

記

- 日時 令和3年2月18日（木）午後1時30分～午後2時
- 場所 宮城県土地改良事業団体連合会（仙台市青葉区上杉二丁目二番八号）
- 内容 ①協定の締結式
②サポートセンター看板設置（連合会内）
- 出席者 宮城県農政部長 佐藤夏人
宮城県土地改良事業団体連合会会長（大崎市長） 伊藤康志
公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 寺田守彦

【防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する協定の概要】

(1)協定の目的

県が行う技術的な指導，助言等の援助について，連合会と公社の協力を定め，防災重点農業用ため池の施設管理者等が行う，防災工事及び保全管理の推進を図る。

(2)県の援助

- ①ため池管理者等が行う，防災工事及び保全管理に対する技術指導，助言等
- ②ため池管理者に対する専門技術者の確保・育成に向けた技術指導，助言等

(3)援助に係る協力

- ①県は，サポートセンターを設置し，連合会に事務を委託
- ②県と連合会は，必要に応じて，公社に対して援助に係る協力を要請

(4)サポートセンターの業務

- ①ため池管理者等からの相談対応（現地調査を含む。）
- ②ため池管理者等が行う定期点検時における技術指導・助言
- ③ため池管理者等に対する技術力向上に向けた研修会の開催

【防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に係る特別措置法（抜粋）】

（都道府県の援助）

第6条 都道府県は，推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し，当該防災工事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な技術的な指導，助言その他の援助に努めるものとする。

2 都道府県は，前項の援助に関し必要があると認めるときは，土地改良事業団体連合会に対し，必要な協力を求めることができる。

ため池を管理されている方へ

宮城県

ため池サポートセンター

専門のスタッフが
ため池の管理・保全に関する
相談を承ります

令和3年

2月18日開設

ため池管理者の方の相談窓口

- 受付日時 **火・木**曜日 9:00~12:00/ 13:00~16:00
※令和3年3月31日までは火曜日9:00~12:00のみ
※祝日, 休日, 年末年始(12月29日~翌年1月3日)は除く
- 相談方法 電話または来所(来所の場合, 要予約)
- 連絡先 022-263-5814(総務部会員支援班内)
※管理者以外の方は, お住いの市町村へご相談願います

業務内容(相談以外)

- 専門技術者による助言
防災重点農業用ため池の適切な管理等のための助言を行います。
- 研修会の開催
ため池管理者の技術力向上に向けた研修会を開催します。



宮城県ため池サポートセンター

〒980-0011 仙台市青葉区上杉2丁目2番8号

TEL:022-263-5814 FAX:022-268-6390

設置者:宮城県

運営主体:宮城県土地改良事業団体連合会